

平成 24 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 27 号	平成 23 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断 比率の報告について……………	1
ㄥ 第 28 号	平成 23 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不 足比率の報告について……………	2
ㄥ 第 29 号	平成 23 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	(別冊)
ㄥ 第 30 号	平成 23 年度奈良市下水道事業費特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 31 号	平成 23 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 32 号	平成 23 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 33 号	平成 23 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 34 号	平成 23 年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 35 号	平成 23 年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 36 号	平成 23 年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 37 号	平成 23 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 38 号	平成 23 年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 39 号	平成 23 年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 40 号	平成 23 年度奈良市簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)

奈良市報告第 4 1 号	平成 2 3 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…………… (別冊)	
〳 第 4 2 号	平成 2 3 年度奈良市病院事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〳 第 4 3 号	平成 2 3 年度奈良市水道事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〳 第 4 4 号	奈良市第 4 次総合計画の基本計画に係る実施状況 (平成 2 3 年度) 及び実施計画 (平成 2 4 年度～平成 2 6 年度) の報告について……………	3
〳 第 4 5 号	市長専決処分の報告について……………	4
〳 第 4 6 号	市長専決処分の報告について……………	8
〳 第 4 7 号	市長専決処分の報告について……………	11
〳 第 4 8 号	市長専決処分の報告について……………	14
〳 第 4 9 号	市長専決処分の報告について……………	17
〳 第 5 0 号	市長専決処分の報告について……………	20
〳 第 5 1 号	市長専決処分の報告について……………	23
〳 第 5 2 号	市長専決処分の報告について……………	26
〳 第 5 3 号	市長専決処分の報告について……………	29
〳 第 5 4 号	市長専決処分の報告について……………	32
〳 第 5 5 号	市長専決処分の報告について……………	35
〳 第 5 6 号	市長専決処分の報告について……………	38
奈良市議案第 8 4 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	41
〳 第 8 5 号	平成 2 4 年度奈良市一般会計補正予算 (第 3 号) ……………	53
〳 第 8 6 号	平成 2 4 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	58
〳 第 8 7 号	平成 2 4 年度奈良市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	60
〳 第 8 8 号	奈良市防災会議条例の一部改正について……………	117
〳 第 8 9 号	奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例の制定について……………	119

奈良市議案第 9 0 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	121
〳 第 9 1 号	奈良市災害対策本部条例の一部改正について……………	123
〳 第 9 2 号	奈良市観光センター条例の廃止について……………	125
〳 第 9 3 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について……………	130
〳 第 9 4 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	134
〳 第 9 5 号	奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について……………	137
〳 第 9 6 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	139
〳 第 9 7 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	142
〳 第 9 8 号	平成 2 3 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	146
〳 第 9 9 号	奈良市土地開発公社の解散について……………	147
〳 第 1 0 0 号	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について……………	148
〳 第 1 0 1 号	財産の取得について……………	149
〳 第 1 0 2 号	工事請負契約の締結について……………	150
〳 第 1 0 3 号	工事請負契約の締結について……………	157
〳 第 1 0 4 号	委託契約の締結について……………	164
〳 第 1 0 5 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	168
〳 第 1 0 6 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	169
〳 第 1 0 7 号	町の区域及び名称の変更について……………	170
〳 第 1 0 8 号	町の区域の変更について……………	173
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	176
〳 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	178
〳 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	180

平成23年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比率名	平成23年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	14.0	25.0
将来負担比率	204.0	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

平成23年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

会計の名称		平成23年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	病院事業会計	—	
法非適用	下水道事業費特別会計	—	
	針テラス事業特別会計	—	
	簡易水道事業特別会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況
(平成23年度)及び実施計画(平成24年度～
平成26年度)の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成23年度)及び実施計画(平成24年度～平成26年度)について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成22年奈良市条例第20号)第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【前期基本計画】実施状況(平成23年度)及び実施計画(平成24年度～平成26年度)(別冊)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年7月24日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	奈良市般若寺町260番地 第4号市営住宅 第3-2 08号	山口 里美	第4号市営住宅 第3-208号	家賃滞納
2	奈良市古市町1200番地 の1 第10号市営住宅第 171号	南里 昭男	第10号市営住宅 第171号	家賃滞納
3	奈良市紀寺町401番地の 1 第19号市営住宅第5 9号	松下 進	第19号市営住宅 第59号	家賃滞納
4	奈良市三条本町1番93 第1号コミュニティ住宅 第609号	宮武 雅子	第1号コミュニティ住宅 第609号	家賃滞納
5	奈良市三条本町1番93 第1号コミュニティ住宅 第718号	光岡 英明	第1号コミュニティ住宅 第718号	家賃滞納
6	奈良市三条本町1番93 第1号コミュニティ住宅 第902号	北川 誠	第1号コミュニティ住宅 第902号	家賃滞納
7	奈良市三条本町1番93 第1号コミュニティ住宅 第916号	久保 由香	第1号コミュニティ住宅 第916号	家賃滞納
8	奈良市紀寺町559番地の 2 第2号コミュニティ住 宅第3-302号	寺田 正子	第2号コミュニティ住宅 第3-302号	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年7月25日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年5月28日午前11時50分頃、奈良市西大寺南町地内において、本市が行っていた草刈り作業により小石が飛び、駐車していた相手方の普通乗用車の窓ガラスを破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 259,392円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年7月27日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年4月18日午後2時13分頃、奈良市あやめ池南六丁目地内において、本市所有土地の竹が倒れ、隣接する相手方の家屋の屋根を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 126,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年7月27日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成23年9月21日午前7時55分頃、奈良市押熊町1106番地先路上において発生した、本市公用車と停車中の軽自動車ほか1台が関係する人身事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 904,396円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月3日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年6月29日午後12時35分頃、奈良市西大寺野神町一丁目3番地内において本市の公用車が前方車両を避けるため後進したところ、停車中の自動二輪車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 402,500円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年6月22日、奈良市富雄川西一丁目地内において、市道下の空洞化により隣接する相手方所有の石積みが滑落した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 600,600円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月8日午前11時40分頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 87,675円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月8日午後2時頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 46,740円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午前9時40分頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の自動車のタイヤ及びバンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 33,348円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月8日午後5時30分頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の原動機付自転車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 10,657円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月2日午前9時20分頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 58,548円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午後10時頃、奈良市右京一丁目地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 56,724円